

## 戦後教育認識と国民の教育権論の再検討 (Ⅱ)

太田 和 敬

### Reexamin of Recognition of Education Reform After the War and Theory of the Right of People to Education (Ⅱ)

Kazuyuki Ōta

The theoretical structure of fundamental human rights of Japanese Constitution should be reformed, because the era which produced Japanese Constitution has changed.

1 The states have guaranteed the rights, though they are "human rights". All human beings must have human rights, but only those who belong to developed countries have had them. Human rights have been founded on states and birth.

We must consider human rights as international ones. Why do only those who have a certain nationality enjoy human rights? who should enjoy them?

I think that those who accept burdens, for example tax, can do. Sieye's insisted that positive citizens have rights. Now all people who live in Japan are positive citizens, because everyone pay tax.

We can think human rights are founded on positive citizens.

2 Japanese Constitution is thought the most democratic in the world, but it includes some articles of racial discrimination. Japanese word "kokumin" was selected in translation for people in order to exclude rights of Korean. This policy continues in educational administration, for example at employment of teachers.

We must change these policies and create new structure of human rights.

#### I

公教育は特定の国家が、その国民を対象に設置した制度である。しかし、憲法・教育基本法を生んだ「時代」が終焉し、国家の枠組みという点で、次の時代に移行しつつある以上、教育制度と法の原理自体を再検討する必要があることを〔I〕で書いた。

しかもそれは環境権など新しい個別的権利を定着させるという個別問題ではなく、人間が生まれ育って、社会の中で生活していく基本的権利・義務の構成に関わる検討である。

これまでの権利論の検討は、特に「教育権」に関しては、個別的な権利の蓄積という形式をとっていた。しかし、現在必要なのは、「権利の構造」の再検討であるように思われ

る。

とりわけ社会主義ソ連の変質という世界的な現実と直面している今、特に権利論として再構成する必要のある問題は、多岐にわたる。

人間は社会的動物であり、協同性とそれを土台にした共同体、様々な組織を形成して生活を築き、守らなければならない。現代のように、商品経済が支配している社会では、この協同性を認識すること自体が、非常に困難であるが、しかし、それ故にこそ、共同体と人間の関係、及びその認識は重要な意味をもっている。

ところで、権利の本質的な要素として、「選択権」があるとすれば、いかなる組織に参加するかこそ、まず基本的な権利でなければならない。しかし、現代社会の最も基礎的組織、あるいは共同体である国家について、通常は選択権としては意識されず、(選択権がないわけではないが)自然的偶然性に委ねている。これまでの歴史的経過からすれば、それは当然のこととして理解されてきたが、現代世界のように、人口の移動の激しい現実からすれば、具体的な権利論の中で、こうしたこの不合理性が顕現している。Ⅱではこの点に焦点をあてて考察する。

あらゆる組織がそうであるように、国家もその参加者に対して、様々な権利と義務を課す。それは負担という形をとる。現代国家ではそれは主に税という形式をとる。従ってここでは納税の権利・義務として考察する。負担に応じることと、権利を享受することは一対のことである。

次に人間は労働によって、生活を支えなければならない。労働は本質的に協同的なものだが、現代ではその協同性の大部分は商品経済によって隠されている。そして、隠されることによって、認識上も消失する。現代の生活スタイルの特徴として、「個人主義」「他人と関わらない」生活があり、それが可能にみえるのは、協同性を隠蔽する商品経済の浸透のためである。

しかし、こうした事実も、人間の協同性を否定することにはならない。むしろ現代こそ、如何に協同性を獲得するのか、また正確に認識するのかが課題なのである。

労働するためには労働能力を形成しなければならない。そのために、教育が必要である。教育の最も基本的な社会的機能は、したがって社会における労働能力の形成にある。

このみつつの側面は、互いに不可欠である。

したがって、人間社会の組織に参加し、教育によって労働能力を形成して、労働によって生活を営むという、納税・労働・教育の権利・義務は三位一体をなすべきものである。

ところで教育は、どんなに機械化が進んでも、人と人との関係によって成立するという基本的な性質が隠れることはないし、また人々が教育に求めるのは、よい教師であり、またよい友人を獲得することである。このことから、現代社会での協同性を考察するには、教育は有効な分野になる。

## Ⅱ

先にいかなる組織集団に属するかは、基本的には個人の選択権の対象である、と書いた。しかし、現実的には国家はそのような組織ではないし、また国家主義者は自然的な出生に基づく国家の一員ということを重視するであろう。この自然的条件に依存することが、国家が国家主義の対象となる程に、強力な側面をもつ原因となる。

尤も今後その重要性は歴史的に次第に相対化するであろう。ひとつには、国連などのより広い国際組織によって、そして、国内の諸民族の文化的権利を中心とするより狭い組織によって、担われる権利・義務関係が生じていって国家による権利・義務関係は、その最も重要なものであるには違いないが、その一つになっていく。そうした多重的な権利・義務構造の構想と、それを連携させる論理の構築が必要なのである。

さて「人権」は国家が保障してきた。

この点に関わって「人権」という概念は、

最初から基本的な矛盾があった。

「人権宣言」というフランス革命の国民議会で採択されたものは、通称であって正確には、「人と市民の権利」という。人としての権利と市民としての権利がある。つまり「人としての権利」と「市民としての権利」は違うという前提がある。

人としての権利は、人間であることによって、生じる権利である。市民としての権利は市民であることによって生じる。

「人間としての権利」であれば、違う国民であっても、同じ権利が承認され、実現しなければならぬ。一方、「市民としての権利」は、市民であることによって生じるのだから、何国民であるかは重要な要素になる。

しかし、現実には「人間としての権利」も、明確に異なっている。つまり実際に充足するのは国家であるから、異なる国民はことなる「人間としての権利」を享受することになる。

「人権」が国際条約の対象になるまで、厳密に言えば、「人間としての権利」は存在しなかったといえる。この状況を変えたのは、民族独立や国際連盟国際連合などによって、「国際人権」という概念が成立して、人権が国際的に保障されるべきものと考えられるようになったことである。

世界人権宣言が基本になって、その後世界人権宣言の欠陥を埋めるべく「世界人権規約」が採択された。「人権規約」については、採択とともに、昭和54年条約第6号となっている。

教育においても「子どもの権利条約」が成立するのは、こうした文脈においてである。

つまり、国際人権が目指している理想は、文字通りの「人間としての権利」の実現であろう。もし遠い将来において、それが実現されれば、権利の形態はまったく異なっているだろう。もちろん、「自国民」だけでなく、外国人に対しても、できるだけ平等な権利を保障しようというのが、国際的な合意であるから、その点で「人間としての権利」が実現

しつつある過程にあることは間違いない。

しかし、近い将来において、その実現を前提に権利概念を構成するのは、空想的である。つまりどの国家、あるいは国家連合に属するかによって、享受することのできる「権利」には、少なくとも先進国と途上国を見れば、大きな相違がある。豊かな国家（連合）ほど、権利保障も充実することは自明である。

ではそのような現実を考慮して、「国家に所属する」ことを、これまでのように「国籍」を自明の前提として、権利論を構成していいのか。当然、現在なお「国家」が権利保障の主要な担い手である限り、それを無視した理論は成立しない。しかし、それが次第に相対化されるという展望で考察するか否かは、大きな理論上の相違を生むのである。

### III

古典的な権利概念は、国民を国民国家に含みこませるための概念装置だった。

人間であることによる「人権」が、実はその「国民」であることによって生じたことは、その別の表現である。

しかし、「国民」なる概念も、「人権」の創成期には、複雑な諸対立があった。杉原泰雄によって分析された「人民」「国民」概念などにそれは見られる。

しかし、ここでは堀尾によって指摘されたシエイエスの問題を考えてみる。

シエイエスは積極的市民と受動的市民とに分けた。（この場合の「市民」は、この論での「国民」とほぼ同じと考える。シエイエス『第三階級とは何か』）そして、市民としての権利を、積極的市民にのみ認める。このために、保守的な思想家と考えられている。

つまり、シエイエスは市民的権利を、納税、つまりその共同体に属するための負担を実行するもののみ、負担の対価としての権利を認める。したがって、多くの人々が権利から疎外され、実際には一部の者にのみ、権利が認められることになった。堀尾はシエイエスを「排除の論理」の提起者と見た。この点は日

本でも「選挙権」において同様な歴史をもっている。

しかし、今日の水準でみると、シエイエスの思想は、積極的に読み直すことができると考える。

現在日本に住む者で、納税を全くしない人は、存在しない。

大きな非難を浴びた消費税の制度は、(もちろん制度として極めて大きな問題があるが)日本に住む人はすべて納税者だという事実と、それだけではなく「納税者意識」を呼びこした。このことは、民主主義と権利の点で、重要な積極の意味をもっている。消費税の「見直し」作業が、多くこの「納税者意識」を喚起する仕組みに向けられ、税自体を隠す方法を模索したことに顕著に現れている。

消費税反対運動が、この積極的な側面も否定するとしたら、「負担は回避したい」という水準の運動になり、「見直し」と本質的には同じ理論水準、民主主義水準になってしまうだろう。

とにかく、シエイエスの論理では、日本に住む者はすべて「能動的市民」なのである。これまでは「受動的市民」にも平等な権利を認めるべきだという権利論が基本だったが、これは現在の日本社会には適合しなくなっていると考える。全ての生活している人が能動的市民なのだから。

ところで、この論理では、「外国人排除」は否定される。

#### IV

ソ連やユーゴなど、民族紛争が現在の最大の国際問題の一つであるが、すべてこれまで他民族による抑圧の歴史を背景にしている。「他民族を抑圧する民族は自由ではありえない」というマルクスの言葉は現在尚重要な提起をしている。

では日本国憲法はどうか。実はこの点、日本国憲法は大きな弱点をもっている。

基本的人権の部分の「国民」は、英語ではpeopleである。周知のように、日本国憲法の

案は英語から出発しているから、これをどう訳すかが問題になった。

peopleは英語でも多義的な概念である。

ロングマンの辞書では次のようになっている。

people 1 persons, human beings

2 persons in general

3 all the ordinary members of a state ; all those persons in a society who don't have special position or rank

4 race, nation

当然1, 2と3, 4の間に大きな意味の相違がある。

憲法制定時にも「人」と訳すか「国民」と訳すか、大分議論があったが、結局「国民」になった。これは国籍を明記したもので、権利については日本人に限定した。そこには朝鮮人問題がからんでいた。朝鮮人は戦前は日本の植民地下にあったので日本人だった。独立する時に、国内の朝鮮人に対して、基本的人権を保障するのかという問題が起きた。

西欧では通常このような場合、「国籍選択権」を与えたが、日本は与えなかった。しかも基本的な権利から疎外するために、憲法で「国民」という訳語を選択した。つまり「国民」という言葉は、憲法制定時における「民族差別」の現れなのである。

このような概念が、現在妥当であるはずがない。

そして、この不当性は、後で見ると、教育の現場では著しい弊害を及ぼしている。

日本国憲法では、この人の概念は一応次のように整理されている。

「何人も」はevery personであり、「国民」はpeople, そして、「人」はpersonになっているのである。

ただひとつ、「日本国民」がJapanese peopleであり、訳としておかしくはないが、概念の重層がある。

つまり日本憲法では、国籍を前提とした「基本的人権」と国籍を前提にしない「基本

的人権」が存在する。しかし、「基本的人権」という呼び名から考えれば、これはまことにおかしいことではないのか。

「教育権」は憲法では、「国民としての権利」に入っている。これは単なる偶然だろうか。ここでは、「教育権」が何故「何人も」もつ権利ではなく、「国民」のもつ権利になったかの論議はしないが、少なくともこの規定に「相応しく」戦後の教育政策が、他民族排除の性質を、色濃くもっていたことを示しておきたい。

## V

それは文部省の「国際化」に関する姿勢をみる上でも重要なことである。

1984年の11月に、長野県の非常勤講師の梁弘子が、教員採用試験に合格した。韓国籍の人で、信州大学を卒業した1979年に教員採用に一度合格していた。このときは県教委が文部省に問い合わせ、「日本人でないと採用できない」という文部省の回答で、臨時講師になった経緯がある。地域で一貫して批判があり、1984年「国籍などの差別をなくし、公正な教員採用を願う県民の会」が働きかけて、県教委で担当課長が「国籍にこだわらない」という回答をしたので、再度受験し、合格したものである。ところが、文部省が「外国人を採用しないように」と強力な指導をしたのに対して、採用を取消す措置を県はとった。

マスコミの報道するところとなり、社会的批判が文部省や長野県教委に集中し、結局妥協として「常勤講師」となって採用されることになった。これは82年の9月に文部省が出した「国公立学校の教員には外国籍の者は採用しないように」という通達を、文部省が長野県に再確認させたものである。

新聞報道によると、長野県の教育長の交代期にあっていたのが、大きな原因になったとされている。現在の教育行政の制度では、県教育長は文部省の、市町村教育長は県教委の承認を必要とすることになっていて、これが結局上意下達的手段になっている。文部省

は指導助言をするだけだが、実際にはこの制度を利用して、ほぼ意思を教育委員会に浸透させることができる。

教員採用に関して、1991年に文部省は若干の政策変更を行った。

1月10日の韓国と日本の外務大臣の在日韓国人三世に関する覚書を受けて、3月22日の文部省教育助成局の通知で、公立学校の教員採用試験の国籍条項を廃止して、外国人にも受験資格を与えた。梁さんへの措置を制度化したのである。

文部省地方課の見解を紹介する。

政府は「公務員に関する当然の法理」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」と解釈しており、これはかなり強固な政策になっている。それは「公の意思が国民の利益にかなうように形成されるよう企画立案されることについて、国として十分に信頼できる者でなければならず、国がそのような信頼を置き得るのは当該国家の国民において他にないからである。このような公務員は国に対する忠誠と国からの信頼が十分期待される自国民であることが当然のことであると解されるのである。」(小野元之「教育委員会月報」1991. 3 p13)

ところで学校という組織の中で、「公の意思形成」は校長が行うものであり、教諭はそれを助けるとされる。

学校の「公の意思」とは、1学校の教育活動の基本方針に関する事項について行う意思形成の作成(学校における教育課程の編制すなわち教育目標の設定、教育課程編成の基本方針の策定、年間指導計画の作成、教材の選定、その他諸事項の方針決定など)と2児童・生徒の在学関係に関して行う意思形成(入学・退学の許可、課程終了・卒業の認定、懲戒<退学、訓告>の決定、学則・校則の制定・改定など)がある。

これらのことが、外国人に関与を許さない「公の意思」であるかは別として、こうした意思形成に参画することは、日本人でなければ

ばならないから、教諭にはなれないというのが、文部省の意思である。

何故か。

講師は教諭に準じるために、公の意思形成には参加しないから、教諭は任用できないが、常勤講師ならよい、という。「公務員に関する当然の法理」に抵触するため教諭には任用できないためであってやむを得ないことであろう。」(p16)

常勤講師は主任や校長にはなれないが、学級担任や教科の担任になれるし、職員会議に出席・発言できる。

そして、試験は同じことをして、合格者で日本人は教諭、外国人は講師ということを定型にするものとしている。これは完全に差別ではないか。

「今回の措置が韓国との友好親善の増進に寄与することとなるとともに学校教育の国際化にも役立つとなれば望ましいと考える」(p16)

そうした論理を認めることは決してできない。

1. 同じ試験をやって、日常的に同じ仕事をするのに、日本人と外国人を別の待遇にすることが、国際友好になるとは考えられず、明確に差別である。

2. この論理でいくと、外国人である常勤講師は、学級担任でありながら、年間の授業計画の立案や、自分の学級の生徒が退学処分になるというときの決定に、参加できないことになる。これでは教諭としての職務を円滑に遂行できない。

3. 教員採用に関しては、基本的に県教育委員会の権限であって、文部省の権限ではない。これまで、国籍条項を県に押し付けていたのは文部省だった。梁事件をみればわかる。梁さんの第一回の採用試験では、文部省が採用できないと指導して、臨時講師としてのみ仕事をすることができた。

これはそのような指導を受入れる教育委員会の体質の問題でもある。

しかし、最も重大なことは、このような明

白な差別が、(しかも平等に「教諭」として採用していた県もある。そこに大きな圧力をかけていることになる。)「国際親善の増進に寄与する」などと希望している「国際親善認識」である。

「公の意思」という概念は、結局「排除の論理」であり、ベイトソンのいう「思考停止の概念」である。権利論の構成上、許容できない概念であることを銘記したい。

## VI

これまでの検討で明確なように、本論は「納税」を基本的権利であり、かつ義務であると考え、「排除の論理」を脱却する鍵概念であると考え。

納税が権利であると書くと、当然不自然に考えられるだろう。納税は義務以外の何物でもない、と。

しかし、納税を国家的な組織へ参加し、その組織維持のための基本的な負担であると考えた場合には、それはその組織への参加権を意味することになり、当然権利としての意味を強くもつことになる。

現在の世界のように、人口移動の激しい社会で、日本でも多くの外国人労働者が職業を求めてやってくる時、この権利概念の検討抜きには、権利論を構成できないのではないか。国際的に国籍獲得権というような権利が、将来議論になることは必至であり、それを意識した論議であることも付加しておく。

外国人の納税や労働権、そして教育権を論じることは、とりも直さず「国家」を捉えなおすことに外ならない。外国人労働者問題や社会主義国の民族独立運動やEC統合はこうした点で、重大な転機となるはずである。

したがって、「納税」の権利・義務関係の規定を、「国民」「住民」及びそれぞれの選択の問題と関連させて、再把握すべきである。

ところが納税の規定に関して、日本国憲法には二つの欠点がある。

イ. 納税者の義務だけが規定されていて、権利規定がないこと。

人権宣言に規定されているように、納税は国家という共同体に参加する基本的な権利・義務であった。しかし、源泉徴収制度にみられるように、納税は権利という側面を否定された状況になっている。

ロ．納税義務は「国民」だけではなく、「外国人」にもあるが、「外国人」には「基本的人権」がどのように保障されるのか明確でない。

## VII

もうひとつ検討したいことは、社会権と自由権の問題である。

この点でソ連の状況は、やはり考察の材料として、重要なものなので、ソ連を素材にして考える。

近代的な自由権を基本にした法体系のもとでは、居住の自由がある。つまり国内どこでも住むことは、基本的には自由である。では国際的にはどうなのか。当然国際私法のレベルでは、それは当然の権利としては認められていない。この点でも EC は注目すべき成果をあげてきたが、しかし、では何故国家はそれを制限することができるのか。

あるいはこれまでのように、国家主権として、かなり厳格な制限を許容してよいのか。

何故ソ連の体制が、クーデターという無謀な試みから、その意図に反して、短期間に崩壊したのか。それは権利を保障されていなかった人々が、ペレストロイカによって権利をある程度保障され、それによって権利意識が覚醒したことがある。その中心は自由権だった。

ソ連では、よく言われるような形で、人権一般が否定されていたのではない。通常資本主義国では、自由権が優位で、社会権が補充的に運用されるが、ソ連は、社会権が主体で、自由権が原則的に認められていなかった、と単純化して言うことができる。

ソ連は不等価交換社会だった。それは国内においても、またソ連と他の社会主義国との関係においてもそうだった。社会権は不等価

性を基本にする。その意味で、ソ連における人権形態と経済の形態、そして、国際関係の結び方は、原則的に一致していた。

つまりソ連は、不等価性と平等の奇妙な結合社会だった。

しかし、不等価性は等価性の欠点の補充として、基本的に意味をもつと考えられる。従って、自由権なしの社会権は、権利としての完結性をもたない。社会権自体が歪んだ形態にならざるをえないだろう。

この意味で、マルクスが、「社会主義でも等価交換は残る（ゴータ綱領批判）」とした原則とは、全く異なる社会だったことは、注意すべきだろう。

そこにソ連の人権問題の基本がある。

自由権を抑圧した際、国民がもっとも求めた自由権の一つに、移動の自由がある。

居住、旅行はもちろん、海外移住の自由な選択がなかった。

村山士郎は、モスクワ大学の学生とインタビューして、次のような発言を紹介している。村山「卒業後のことですが、モスクワに残りますか。」

ラリーサ「大変な問題です。私は無精者で、あまり居住地をかえたくありません。モスクワには友達もいますし、生活になれました。私が残りたいくても、モスクワ市当局がどんな答えを出してくれるかにかかっています。残ることは難しいでしょう。」

ヤラスラーフ「モスクワでの居住登録が難しいのです。人口抑制をしていますから。モスクワの人と結婚するか、非合法で買い取るかです。」（『ペレストロイカと教育』）

権利は、いかに最終的に保障されるものが、安定した権利だとしても、それが自分で主体的に選択したものでない限り、権利として自覚されないし、また人々を満足させることもできない。それをソ連の権利構造は示したのである。

このことはすべてのことに妥当するように思われる。

我が国の例で「教科書無償」について考え

たい。

教科書の無償化は、現実の政策の中では、国民の平等な権利を保障するために実施されたのではない。あくまで「教科書採択権」を行政の手に握ることに主眼があった。現在の教科書のつまらなさが、検定以上に採択にあることはあまり知られていないが、事実である。それにも関わらず、教育関係者は、無償性を擁護して採択権の復活問題を回避してきた。採択権を行政が握ったことの、最悪の結果は教科書に対する教師の無気力化だろう。もし大蔵省の主導で有償性が復活したら、おそらく採択はそのままだろう。

個性的で多様な、子どもの実情に合わせて選択できる豊富な教科書があることと、公費でまかなうために、基準に合わせて作ることは基本的に両立し得ないと考える。

これは単なる自由の主張でなく、選択行為に付随する意識性の問題である。

公費主義教育財政論は、この費用負担と意識性の関連を、一貫して無視してきた。

採択権を復権させるための有償化構想が必要なのである。

## VIII

憲法は26条で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれ無償とする。」と規定している。

権利とは、まずその権利を充足するか否かを、選択する権限を含むものであろう。あるいはいかなる形態において、その権利にもられた理念を充足するか、という形態選択の権限があることであらう。それ無しには、権利とは言えない。

学校教育を受けるという形態選択か、それ以外、例えば家庭教育・塾・国際学校・外国での教育等々の形態がありうるにも関わらず、その選択は認められていない。

「教師の教育権」を軸とした国民の教育権は、選択権を認めるのではなく、学校指定＝機会均等の実現という図式を是認してきた。

「教育権」とは、まずは「教育を受ける」ことを前提にして、いかなる形態の教育を受けるかを決定することから、始らなければならない。

但し、形態選択といっても、近所に選択可能な教育組織がなければ、実際には選択不可能であるし、自分で子どもを教育する親は、実際には少ないであろう。そうした点を考えると、「教師の選択権」あるいは、どうしても教育を任せたくない教師に、子どもがあたったとき、その「教師を忌避できる権利」を、実定法上のそして、現実的な権利として規定すべきである。

こうした制度を実現することは、学校における子どもの状況を著しく改善し、また教師の教育実践の改善に役立つはずである。

臨教審が「自由化論」を議論したとき、「公教育の解体」と批判するのではなく、むしろ臨教審が、部分的な選択の自由しか主張していないとして、より根源的な「選択の自由」を主張すべきだったのである。

予想される反論についてコメントしておく。

第一に、「親の教育の自由」は有産階級の論理であって、貧しい者には不利だ、という論議である。歴史的事実としては、その通りであるが、教育をめぐる現実が変化した現在では、その逆である。小学校以来の分化で、豊かな層は、「指定された教師」との問題を様々な手段で、回避したり克服することができる。しかし、貧しい者は、担任との圧轢をひたすら耐えたり、甘受するしかない。形態選択が著しく制限されている現状は、教育の平等ではなく、教育的格差を助長しているのである。

第二に、国民としてのまとまった教育水準が必要であるが、形態選択を認めたら、国民としての共通教養の形成が不可能ではないかという批判がありうる。

この点については、公用語をめぐるレーニ



ンの発言を参考にすることができる。

レーニンには自由な経済的交通があれば、言語は自然に共通の土台を形成するのが、強制的な公用語は、その形成を阻害するとして、反対した。

ソ連の状況は何を意味するか。

1. 強制的な公用語は一応ない。しかし、事実上ロシア語が公用語になっている。ただし、民族語の使用に関する権利保障は、やはりもっとも進んでいると考えられる。

2. 自由な経済交通はない。したがって、レーニンがもっとも重視した要素が欠けていた。

3. その後起きた事実としても、情報革命にかんして、自由な情報社会が形成されていなかった。

国民的共通教養について考えるときには、次のことを考慮するべきであろう。

1. 国民としての共通教養を、国家の機関によって形成する意味があるだろうか。

この点については、レーニンの見解が参考になる。

2. 今必要なのは、単なる国民的教養ではない。日常的に形成される共通教養は否定する必要はないが、今公的な機関によって与えることが必要なものがあるとするれば、国民的共通教養ではなく、もっと地球的な視野をもった教養であろう。

しかし、そうした教養が共通に形成されているのではないから、いかなる教養を子どもに身につけさせるのか、という判断について親を排除する形態は、否定されなければならない。

現在は国家という大きな存在が激動している時代である。だからこそ、個人の主体的選択権の保障が重要である。

## IX

次に「能力に応じて」という原則と、「平

等に」という原則について考える。これは教育運動の中でも、常に大きな問題だった。

極端に言えば、憲法の条文を恣意的に解釈するものがほとんどだった。

自民党は平等を否定し、能力に応じてのみを重視する発想といえる。それに対して、「能力に応じて」を「発達の必要に応じて」と読みかえて、平等と調和させようという、これは実質的には平等のみを重視する発想である。

しかし、憲法をそのまま読む限り、この二つは並存しており、どちらかに偏するわけにはいかない。また、「発達の必要に応じて」というのは、平等の原則の系としては妥当だが、「能力に応じて」の読みかえとしては、妥当性を欠く。

ところで、納税に関する場面においては、この位置関係は逆転することが、非常に興味深いことである。

納税に関しては、すべての市民、能力に応じて、という二つの概念があった。

しかし、社会的な平等を志向する思想は、納税における「累進課税」つまり能力主義を主張する。自由主義者は、むしろ「平等な課税」である。

この逆転は、これまであまりに当然視されてきた。

しかし、当然のことなのか。

国家構造の転換によって、この点は再考慮され、様々な分野における平等主義と能力主義の統一的な関係把握が求められる。

現実の実践的な課題としては、「能力に応じて」という原則と、「ひとしく」という原則は、それを可能にする授業内容と教師の力量によってのみ、実現されるものであろう。